

令和7年

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度ってなあに？

75歳以上の方が **安心して 医療を受けられる**
ように国民全体で支えあう医療制度です。

1

対象となる方（被保険者）

75歳以上の方はすべてです。

- 75歳の誕生日当日から対象となります。
- 65歳以上75歳未満の方で一定の障がいがある方も対象となります。
（※障がい認定を受けるには、申請が必要です。）

なお、社会保険等から後期高齢者医療制度の被保険者となられた方で、これまで配偶者等を扶養しておられた場合は、その被扶養者の国民健康保険等への加入手続きが別途必要です。

国民健康保険へ加入される方は、お住まいの市役所・町役場の国民健康保険加入窓口へ、又は他のご家族の扶養となり、社会保険へ加入される方は、ご家族が勤めている事業所へご相談ください。

ご注意

このパンフレットに記載されている情報は、令和7年4月の時点の情報をもとに作成しています。

最新の情報や変更点については、公式ホームページをご確認ください。
安心してご利用いただけるように、常に最新の状況をお届けしています。

ホームページは
こちらから



医療機関等にかかるとき

医療機関や薬局の受付で、①マイナ保険証又は②資格確認書により資格情報の確認を受けてください。

①マイナ保険証を提示する

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。

健康保険証としての利用登録は、マイナポータル、セブン銀行 ATM、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーなどから行うことができます。

マイナンバーカードに関するお問い合わせ先

0120-95-0178

マイナンバー総合フリーダイヤル（平日 9：30～20：00、土日祝 9：30～17：30）

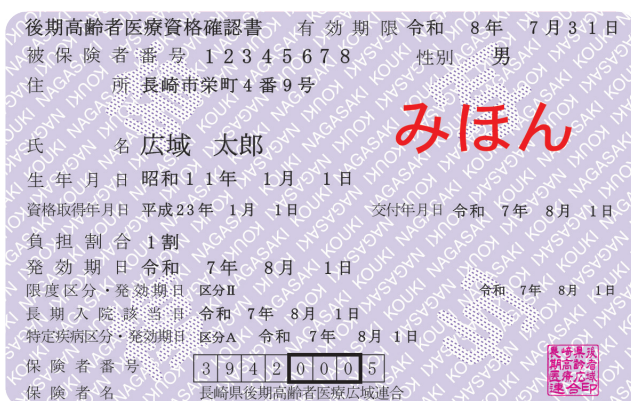
②資格確認書を提示する

※令和 8 年 7 月 31 日までの暫定措置（後期高齢者医療制度のみ）としてマイナ保険証の有無に関わらず、申請なしで全ての人に資格確認書を交付します。

●資格確認書とは

令和 6 年 12 月 2 日に新規交付が廃止された被保険者証に代わって医療機関等を受診する時に**窓口**に提示するものです。

資格確認書は、「氏名、生年月日、被保険者番号」等の資格情報が記載されたカードで、この資格確認書を医療機関等で提示することで、引き続き医療を受けることができます。マイナ保険証が利用可能な場合は、マイナ保険証をご利用ください。



大きさは名刺サイズ（54mm×86mm）です。

医療機関でのお支払い

**自己負担割合に応じて（１・２・３割）
窓口負担額をお支払いいただきます。**

１割

課税標準額（住民税計算における所得金額から所得控除を差し引いたもの）が145万円未満（同じ世帯の被保険者全員が145万円未満）であって、２割負担の要件に該当しない被保険者

２割

（一定以上の所得がある方）

課税標準額が28万円以上145万円未満であって、被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（被保険者が２人以上の世帯は合計して320万円以上）である被保険者及びその世帯に属する被保険者

３割

（現役並みの所得がある方）

課税標準額が145万円以上の被保険者及びその世帯に属する被保険者

ただし、下記の①～③に該当する場合は特例で１割または２割（※注１）になります。
（①、②について収入額が課税情報等で確認できない場合は、申請が必要となります。）

- ①世帯内の被保険者が１人の場合は、その方の収入額383万円未満
383万円以上の方であっても、世帯内に70歳から74歳までの方がいる場合、
被保険者とその方の収入合計額520万円未満
 - ②世帯内に被保険者が２人以上の場合、その収入合計額520万円未満
 - ③昭和20年１月２日以降生まれの被保険者がいる場合、その世帯に属する被保険者の旧ただし書き所得（総所得金額等－基礎控除額）の合計額が210万円以下
- （※注１）１割か２割かの判定については、年金収入＋その他の合計所得金額により決定します。

●特定疾病療養受療証について

①厚生労働大臣が指定する特定疾病（※注２）の場合、「特定疾病療養受療証」を医療機関等の窓口で提示することで、医療機関ごと（入院・外来別）のひと月の自己負担限度額は、１万円となります。

（※注２）先天性血液凝固因子障害（血友病）の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症

②これまで加入していた医療保険で交付されていた方も、新たに長崎県後期高齢者医療制度に加入した場合は、**後期高齢者医療制度加入前の分は使えなくなりますので改めてお住まいの市役所・町役場での申請が必要**です。（有効期限はありません。）

③資格確認書に内容を併記することも可能です。

後期高齢者医療特定疾病療養受療証	
交付年月日 令和 7 年 8 月 1 日	
認定疾病名	人工腎臓を実施している慢性腎不全
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
被保険者住所	長崎市栄町4番9号 みほん
被保険者氏名	広域 太郎
名生年月日	昭和 9 年 1 月 1 日
発効期日	令和 7 年 8 月 1 日
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3 9 4 2 0 0 0 5 長崎県後期高齢者医療広域連合 

大きさは、127mm×91mmです。

●自己負担限度額 (自己負担限度額・食事代・居住費)

医療費の窓口負担が高額になったとき
【高額療養費】・入院時の食事代と居住費

負担割合	適用区分		要件	
3割	現役並み所得者 (世帯ごと計算のみ)	現役並みⅢ	課税標準額690万円以上	
		現役並みⅡ (現役Ⅱ) (注1)	課税標準額380万円以上	
		現役並みⅠ (現役Ⅰ) (注1)	課税標準額145万円以上	
2割	一般Ⅱ		課税標準額28万円以上145万円未満 かつ 年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上 (被保険者複数世帯：合計して320万円以上)	6,000円
1割	一般Ⅰ		下記以外の方	
	低所得Ⅱ(区分Ⅱ) (注1)		世帯全員が住民税非課税	
	低所得Ⅰ(区分Ⅰ) (注1)		世帯全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円 ①年金収入のみの方は、年金収入が80万6,700円以下の方 ②年金と他の収入がある方は、 $(\text{年金収入} - 80\text{万}6,700\text{円}) + (\text{年金以外の収入} - \text{必要経費}) = 0\text{円}$ ▶年金収入が80万6,700円未満の時は、 0円として計算します。	

(注1) 医療機関の窓口でのお支払い金額を自己負担限度額までとする場合、「資格確認書」の限度区分の欄に併記の申請が必須。住まいの市役所・町役場に資格確認書任意記載事項併記の申請をしてください。

(注2) 現役並み所得者及び一般の外来＋入院(世帯合算)の自己負担限度額は、過去12か月以内(診療当月を含む。)に3回のみでの高額療養費が支給されている場合は、回数に含みません。

(注3) 基準日(7月31日)において、適用区分が一般又は低所得である被保険者について、1年間(8月1日～翌年7月31日)その額を除く。)の合計額が年間144,000円を超えた場合、その超えた額を支給します。

(注4) 長期入院とは、入院日数が90日(申請した日から過去12か月の間で適用区分が低所得Ⅱの期間の入院日数)を超える療養の必要性の高い方が対象となり、長期該当申請で1食あたり190円となります。

(注5) 入院医療の必要性の高い方は、1食あたり110円となります。

(注6) 窓口負担割合が2割の方に対し、自己負担の増加を抑える配慮措置に伴う計算方法です。令和7年9月30日まで外来高額療養費の振込口座へ払い戻します。



月ごとの医療費が下記の表の**自己負担限度額(食事代等の自費分を除く)**を超えた場合、超えた額を払い戻します。基本的に初回のみ口座申請が必要です。

自己負担限度額（月額）		一般病床 精神病床	療養病床	
外来（個人ごと）	外来+入院 （世帯ごと）	食事代 （1食）	食事代 （1食）	居住費 （1日）
252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1 % ●多数回該当の場合140,100円（注2）		510円 指定難病患者の方は、1食あたり300円となります。 平成28年3月31日時点で1年以上精神病床に継続入院の方で退院するまでの期間は、1食あたり260円となります。	510円 一部医療機関では、470円となります。 指定難病患者の方は、1食あたり300円となります。	370円 指定難病患者の場合は、1日あたり0円となります。
167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1 % ●多数回該当の場合93,000円（注2）				
80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1 % ●多数回該当の場合44,400円（注2）				
18,000円又は 0円 + (医療費 - 30,000円) × 10% の低い方を適用（注6） 年間上限額（注3） 144,000円	57,600円 ●多数回該当の場合 44,400円 （注2）			
18,000円 年間上限額（注3） 144,000円				
8,000円	24,600円	240円 長期入院190円 （注4）	240円 長期入院190円 （注4）	
8,000円	15,000円	110円	140円 又は 110円 （注5）	

必要となります。（マイナ保険証を利用する場合は申請不要です。）資格確認書の限度区分の欄が空欄で記載が必要な方は、お
以上高額療養費が支給されている場合、4回目以降は、各欄記載の負担限度額となります。**ただし、一般の外来（個人ごと）**
日。ただし、負担割合が3割の期間は除く。）の外来療養に係る自己負担額（高額療養費（月額）が支給されている場合は、
る場合です。減額を受けるには入院日数届出と資格確認書任意記載事項併記の申請が必要です。療養病床については、入院医

の医療費に関して適用され、医療費が30,000円未満であった場合は、30,000円として計算します。配慮措置の払い戻し金は、



4

保険料について

**保険料は、被保険者一人ひとりに
納めていただきます。**

●保険料の計算方法（令和8年3月末までの計算方法です。）

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{年間保険料} \\ \text{(賦課限度額80万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{均等割額} \\ \text{(被保険者が等しく負担)} \\ \text{52,400円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(被保険者の所得に応じて負担)} \\ \text{所得割率10.31\%} \\ \text{(総所得金額等－基礎控除額43万円) × 10.31\%} \\ \hline \end{array}$$

●保険料の軽減制度

世帯の所得に応じて保険料が軽減されます。

■均等割額の軽減 ● 7割軽減 ● 5割軽減 ● 2割軽減

■社会保険の被扶養者であった方の軽減

- 所得割額の負担はなく、後期高齢者医療の被保険者になってから **2年間は、均等割額が5割軽減**されます。※7割軽減に該当する場合は7割軽減が優先されます。

- 世帯の所得に応じて、均等割額の軽減に該当する場合があります。

●保険料と医療費の仕組み

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{全体の} \\ \text{医療費} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{皆さまが病院等で} \\ \text{支払う額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{広域連合が医療機関に支払う額} \\ \text{(医療給付費)} \\ \hline \end{array}$$

費用負担の内訳 ↓

後期高齢者の医療給付費の
うち**約1割**を皆さまの保
険料で負担します。

保
険
料

約1割

若い現役世代の
方が負担します。

約4割

国と県と市町(4:1:1)
が負担します

約5割

●保険料の納め方

■特別徴収

- 年額18万円以上の年金受給者は、年金から保険料が天引きされます。
- 介護保険料と合わせた額が年金額の1/2を超える場合には普通徴収となります。

■普通徴収

- 特別徴収に該当しない人は、口座振替や納付書で市町に納付します。
- 新たに被保険者となった方は、全員一定の期間普通徴収となります。
- 普通徴収の方は、**便利な《口座振替》をご利用ください。**
なお、国民健康保険とは異なる保険制度となるため、振替口座は引き継がれません。**改めて、口座振替の手続きが必要です。**

5

給付事業等について

【高額介護合算療養費】

医療保険と介護保険の1年間(毎年8月から翌年7月まで)の合計自己負担額が高額になったとき
お住まいの市役所・町役場に申請することで、定められた基準額を超えた額が払い戻されます。
※該当すると思われる方には、申請のお知らせを送付します。

【療養費】

やむを得ず医療費等を全額自己負担したとき(コルセット等購入、資格確認書等忘れによる受診等)
お住まいの市役所・町役場に申請することで、保険給付分が支給されます。

【葬祭費】

被保険者が亡くなったとき
葬祭を行った方が市役所・町役場に申請することで、葬祭費(2万円)が支給されます。

【第三者行為】

交通事故(自損事故を含む。)等が原因で、医療保険を使って治療するとき
病院への申し出とお住まいの市役所・町役場に被害届の提出が必要です。

6

保健事業について

無料

健康を守るため、毎年健診を受けましょう！

生活習慣病の重症化予防や健康維持増進、フレイルの早期発見につながります。

健康診査

かかりつけ医等の医療機関で血液検査・尿検査・
血圧測定などが受けられます。

健康診査の
詳細は
こちら



歯科健診

歯科医院でお口のチェック(衛生状態・かむ力・
飲み込む力)とアドバイスが受けられます。

歯科健診の
詳細は
こちら



いずれも、医療機関に入院中の方、施設に入所中の方は対象外となります。
詳しい内容や受診方法は、お住まいの市役所・町役場又は広域連合へお問合せください。

長 崎 県 か ら の お 知 ら せ

(長崎県 福祉保健部 国保・健康増進課)

ダウンロードは
こちらから

iPhone版



Android版



長崎県公式「ながさき健康づくりアプリ 歩こーで！」



- アプリを使ってお得に健康づくりをはじめましょう！
- 健康づくり(散歩等)でポイントが貯まる！ 歩くことが楽しくなる！
- ポイントを使って、協力店でサービス利用、県産品等抽選会に参加！
- お問い合わせ窓口：カラダライブコールセンター

☎ 0570-077-122 (平日9:00~18:00)

サービス名は、「長崎県」とお伝えください。



●市役所・町役場へのお問合せ先 (各種届出や申請の受付、保険料の徴収などについて)

市町名	部署名	電話番号
長 崎 市	後期高齢者医療室	095-829-1139(直通)
佐 世 保 市	医療保険課	0956-24-1111(代表)
島 原 市	保険健康課	0957-63-1111(代表)
諫 早 市	保険年金課	0957-22-1500(代表)
大 村 市	国保けんこう課	0957-53-4111(代表)
平 戸 市	健康ほけん課	0950-22-9124(直通)
松 浦 市	健康ほけん課	0956-72-1111(代表)
対 馬 市	健康増進課	0920-58-1579(直通)
壱 岐 市	保険課	0920-45-1157(直通)
五 島 市	国保健康政策課	0959-72-6119(直通)
西 海 市	長寿介護課・健康ほけん課	0959-37-0011(代表)
雲 仙 市	総合窓口課	0957-47-7806(直通)
南 島 原 市	健康づくり課	0957-73-6641(直通)
長 与 町	健康保険課	095-801-5821(直通)
時 津 町	高齢者支援課	095-882-3940(直通)
東 彼 杵 町	長寿ほけん課	0957-46-1202(直通)
川 棚 町	健康推進課	0956-82-3132(直通)
波 佐 見 町	子ども・健康保険課	0956-85-2483(直通)
小 値 賀 町	住民課	0959-56-3111(代表)
佐 々 町	保険環境課	0956-62-2101(代表)
新 上 五 島 町	健康保険課	0959-53-1163(直通)

●長崎県後期高齢者医療広域連合へのお問合せ (制度などについて)

〒850-0875 長崎市栄町4番9号(長崎県市町村会館5階)

開庁時間：平日8時45分～17時30分 ※土・日・祝日・年末年始は休み

電 話：095-816-3930 F A X：095-823-2425

<https://www.nagasaki-kouiki.net>